

平成28年度東京都税制調査会
第2回 小委員会

参考資料・地方法人課税

平成28年7月21日

「参考資料・地方法人課税」 目次

資料名	頁
外形標準課税の付加価値割及び資本割の課題（雇用安定控除、資本割の課税標準、付加価値割への振替え等）	
法人事業税付加価値割の概要	1
法人事業税付加価値割の課税対象	2
法人事業税付加価値割における雇用安定控除の仕組み	3
外形標準課税の拡充に伴う賃上げへの対応（平成27年度税制改正）	4
政府税制調査会「法人税の改革について」（平成26年6月27日）（抜粋）	5
法人事業税資本割の概要	6
法人事業税資本割の課税標準の見直し等（平成27年度税制改正）	7
外形標準課税の拡大幅（イメージ）と資本割の税率	8
外形標準課税の適用対象法人のあり方（収益課税法人、中小法人等）	
平成27年度与党税制改正大綱（収入金額課税関係部分抜粋）	9
法人事業税収入割の概要	10
電気供給業、ガス供給業及び保険業への外形標準課税の導入に対する意見（抜粋）	11
平成28年度与党税制改正大綱（法人税制をめぐる諸課題・協同組合等課税部分抜粋）	12
公益法人等、協同組合等に係る法人税課税の概要	13
公益法人等、協同組合等に係る地方法人課税について	14
平成28年度与党税制改正大綱（法人税制をめぐる諸課題・中小法人課税部分抜粋）	15
中小企業等の範囲について	16

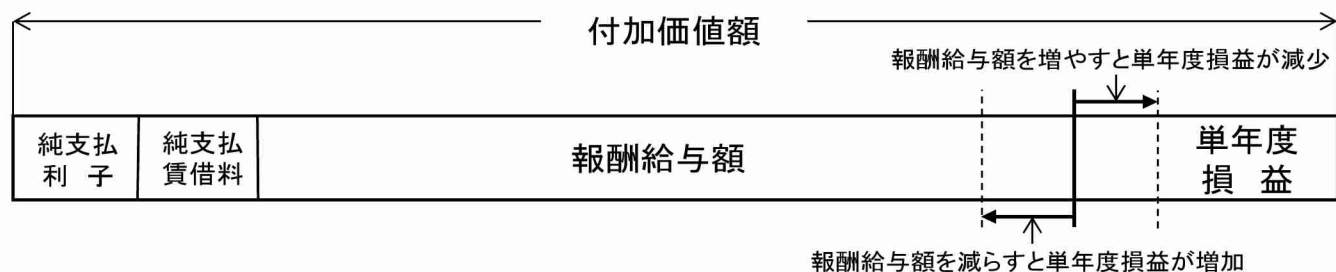
「参考資料・地方法人課税」 目次

資料名	頁
法人事業税交付金と地方自治体の課税自主権（超過課税）との関係	
法人事業税交付金の概要	17
全国の超過課税実施状況	18
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の問題点	
平成27年度東京都税制調査会答申（企業版ふるさと納税部分抜粋）	19
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設（平成28年度税制改正）	20
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度概要	21

法人事業税付加価値割の概要

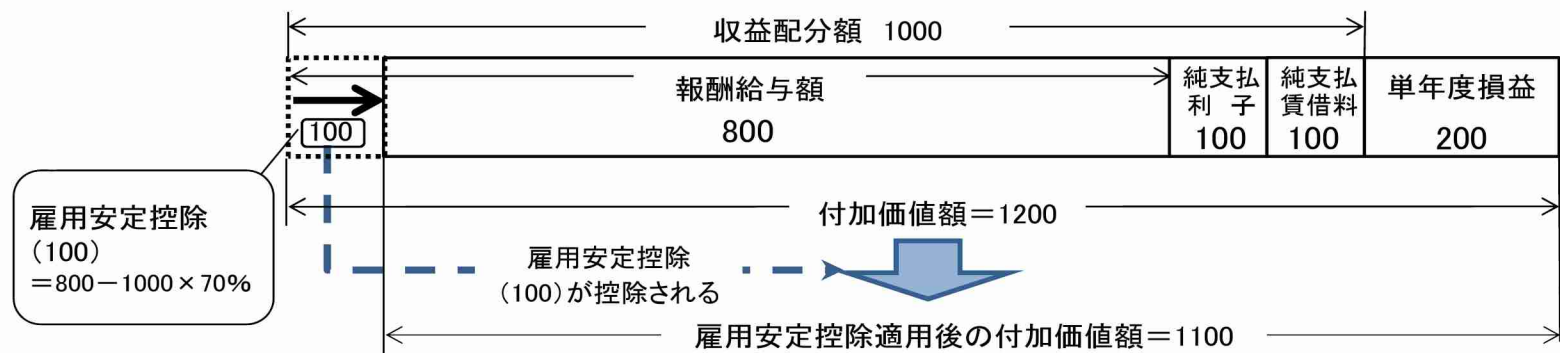
- 付加価値割の課税標準である「付加価値額」は、他の条件が同じであれば、報酬給与額が増加しても税額が増加しない仕組み。
- その上でさらに、雇用に配慮し、報酬給与額の比率が高い法人については、付加価値額から一定額を控除し負担を軽減。

- ◆ 報酬給与額が増減しても単年度損益と相殺されることにより、付加価値額は変わらず、税額は一定



- ◆ 報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合、付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

※ 雇用安定控除額 = 「報酬給与額」-「収益配分額」×70%



注 総務省資料より抜粋。

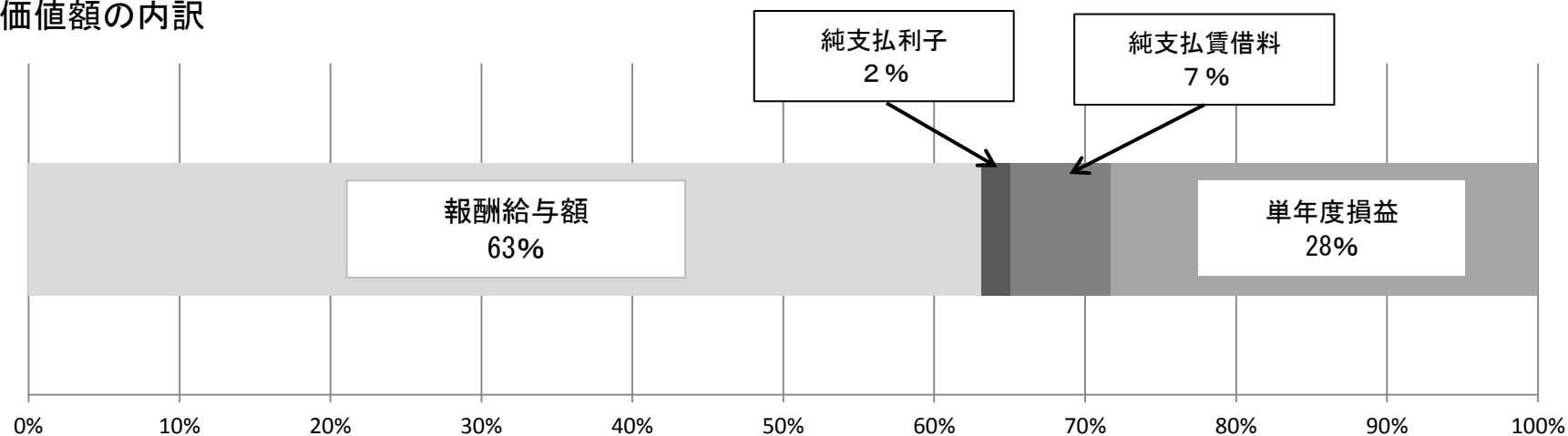
法人事業税付加価値割の課税対象

○ 外形標準課税の付加価値割は、賃金への課税が6割を占めている。

$$\text{付加価値割額} = \left[\begin{array}{l} \text{付加価値額} \\ \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料)} + \text{単年度損益} \end{array} \right] \times \text{税率}1.2\%$$

※報酬給与額は、雇用安定控除(収益配分額の7割を超える部分の報酬給与額を控除)有り

○付加価値額の内訳

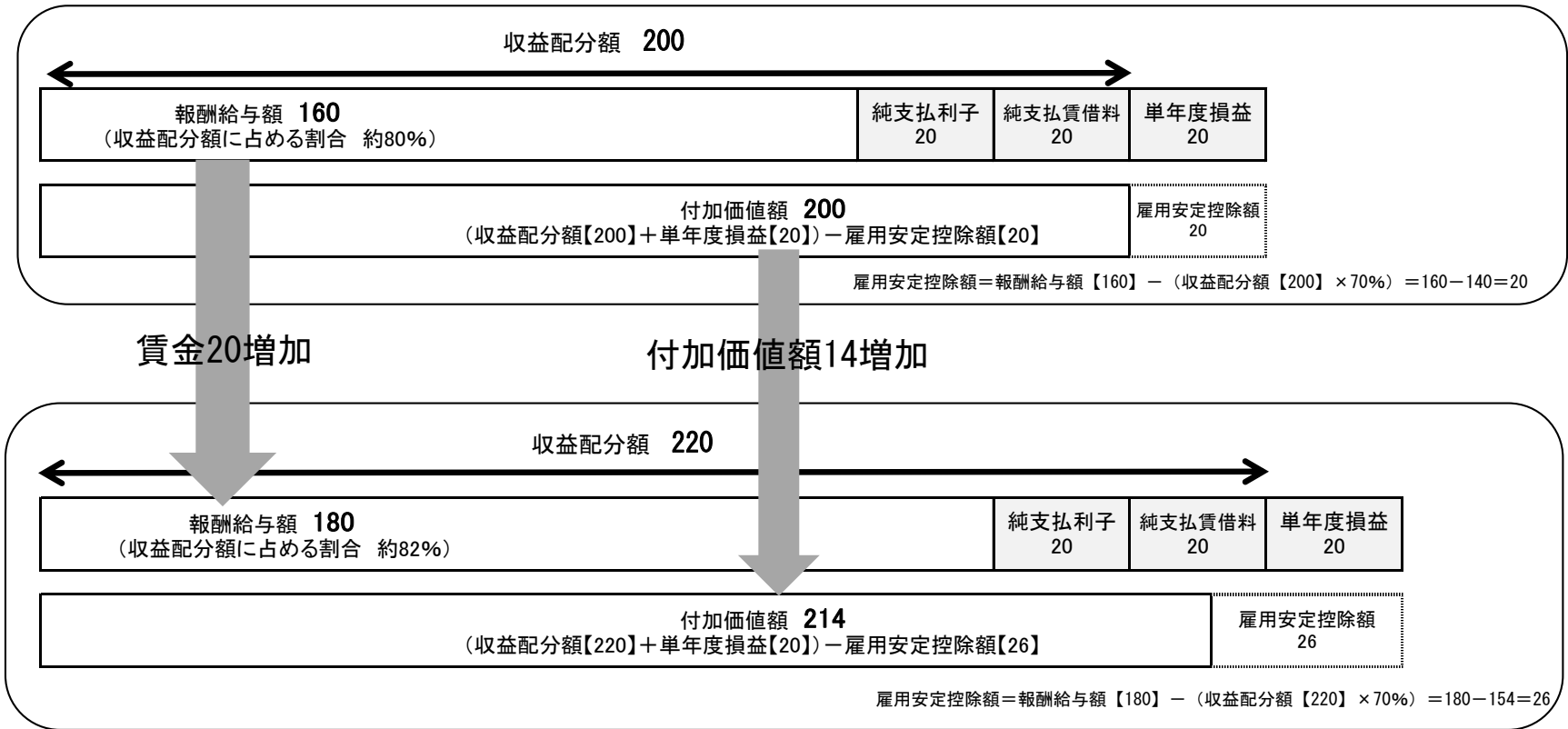


注1 一般財団法人地方財務協会「地方税関係資料ハンドブック」、総務省「平成26年度 道府県税の課税状況等に関する調」等より作成。

法人事業税付加価値割における雇用安定控除の仕組み

- 「報酬給与額」が「収益配分額」の70%相当額を超える場合には、雇用安定控除として「付加価値額」から一定額（雇用安定控除額）を控除する。（地方税法第72条の20、地方税法施行令第20条の2の18）
 （「収益配分額」＝報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料（単年度損益は除く））
- 雇用安定控除額＝「報酬給与額」－「収益配分額」×70%

（例）収益配分額200の企業が、報酬給与額を160から180に増やした場合



注 内閣府「政府税制調査会第4回法人課税ディスカッショングループ」(平成26年4月24日)資料等より作成。

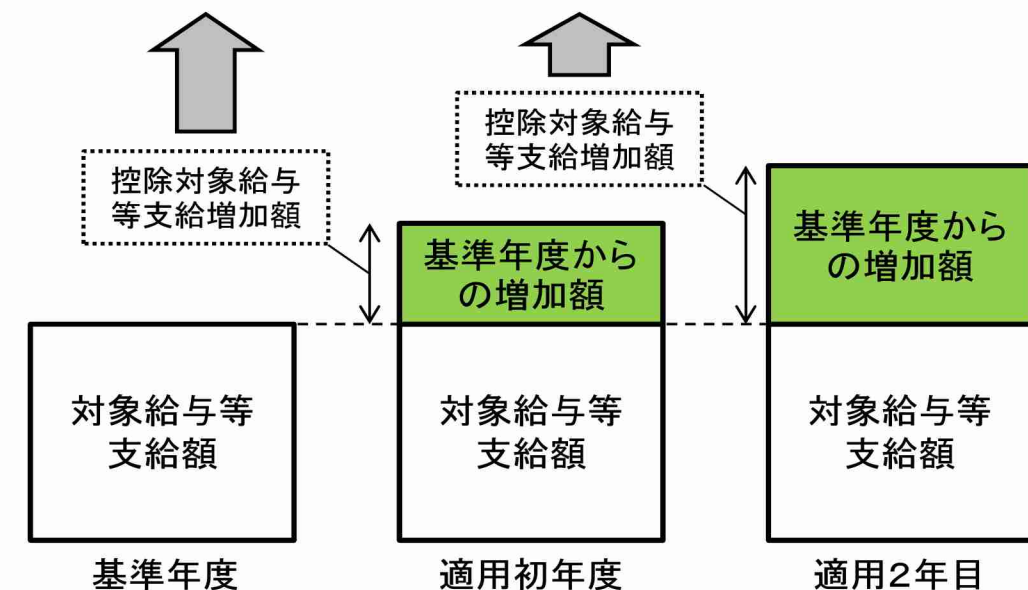
外形標準課税の拡充に伴う賃上げへの対応（平成27年度税制改正）

- 外形標準課税の拡充に際し、賃上げを促進する観点から、法人税の所得拡大促進税制における「控除対象給与等支給増加額」を付加価値割の課税標準の報酬給与額から控除し、増加額に係る付加価値割額を、実質的に税額控除。（赤字法人にも適用）

※ 雇用安定控除との重複の調整等所要の措置を講ずる。

控除対象給与等支給増加額に係る付加価値割額を控除

[控除額] 法人税の控除対象給与等支給増加額 × 税率 × 雇用安定控除調整率



【要件】

- (1) 基準年度と比較して、
平成27年度：3%以上
平成28年度：4%以上
平成29年度：5%以上
の給与等総支給額が増加
- (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
- (3) 平均給与等支給額が前年度を上回ること

政府税制調査会「法人税の改革について」（平成26年6月27日）（抜粋）

2. 具体的な改革事項

(8) 地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に）

② 改革の方向性

外形標準課税について、平成19年の政府税制調査会では次のように答申されている。「外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである」（『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』）

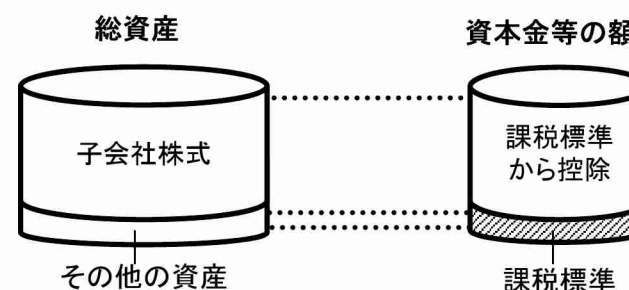
この方向に沿って、現在の付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減していくことが望ましい。あわせて、事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい。

法人事業税資本割の概要

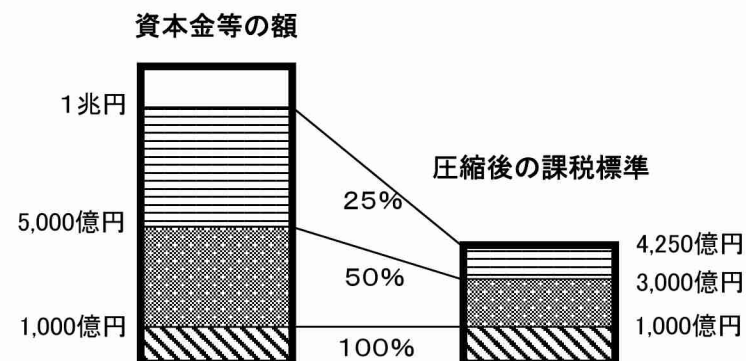
$$\text{資本割額} = \text{資本金等の額} \times 0.5\% \quad (\text{平成28年度} \sim)$$

資本金等の額	=	法人税法に規定する資本金等の額 又は連結個別資本金等の額
--------	---	---------------------------------

※1 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分を課税標準から控除。



※2 資本金等の額のうち1千億円を超える部分について割落とし。
1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。



※3 無償減資等の額を控除し、無償増資等の額を加算。

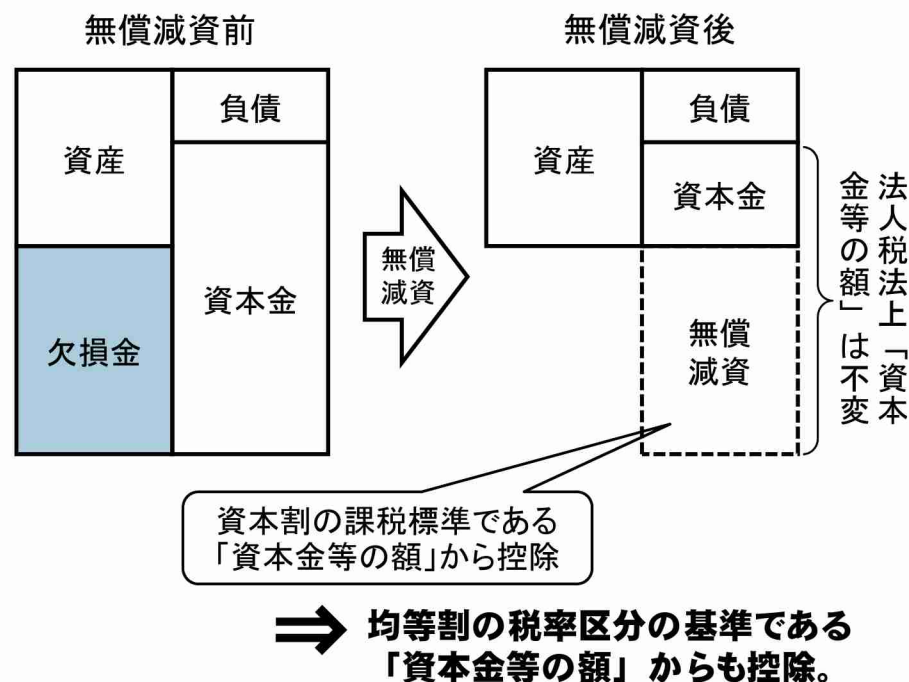
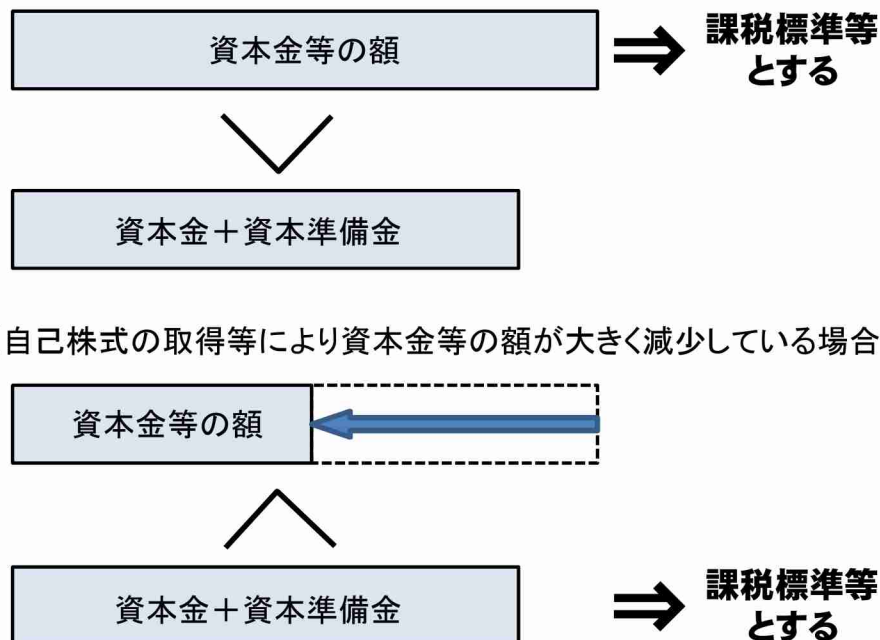
※4 この他、個別法人（空港会社、JR等）に対する特例がある。

注 総務省「第24回地方法人課税のあり方等に関する検討会」（平成27年5月26日）資料より作成。

法人事業税資本割の課税標準の見直し等（平成27年度税制改正）

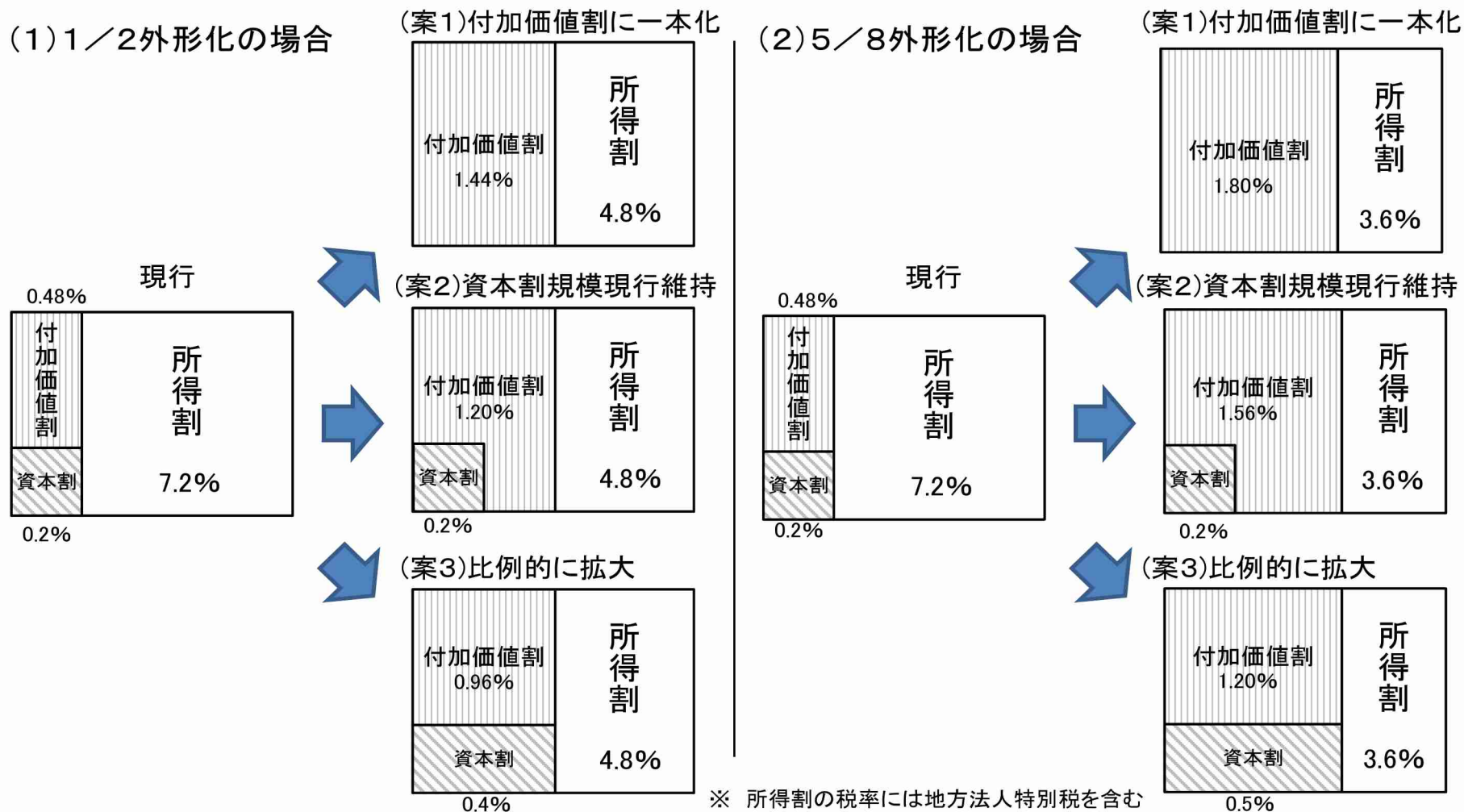
- 法人事業税資本割の課税標準及び法人住民税均等割の税率区分の基準（以下、「課税標準等」という。）を、原則、従来どおり下記①としつつ、①が②を下回る場合に②とする。
 - ① 法人税法上の「資本金等の額」
 - ② 「資本金」と「資本準備金」の合計額（いずれも、法人税申告書別表5(1)に記載される額）
- 法人住民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、法人事業税資本割と合わせて、「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置を講じることとする。

〔原則〕



外形標準課税の拡大幅（イメージ）と資本割の税率

- (案1) 資本割を廃止して付加価値割に一本化
- (案2) 資本割は現行の0.2%を維持し、拡大は付加価値割で実施
- (案3) 資本割と付加価値割を比例的に拡大



注 総務省「第24回地方法人課税のあり方等に関する検討会」（平成27年5月26日）資料より抜粋。

平成27年度与党税制改正大綱（収入金額課税関係部分抜粋）

〔 平成 26 年 12 月 30 日
自 由 民 主 党
公 明 党 〕

第三 検討事項

- 17 現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。

法人事業税収入割の概要

$$\text{税額} = \text{課税標準} \times \text{税率} (0.9\%)$$

	電気供給業	ガス供給業	生命保険業	損害保険業	少額短期保険業
課税標準	収入すべき金額－控除すべき金額		収入保険料×一定割合（付加保険料率）		
導入年度	昭和24年度		昭和29年度	昭和30年度	平成18年度
平成26年度税額 (億円) ※カッコ内は超過 課税額	1,042 (30)	256 (14)	355 (16)	161 (6)	6,520万円 (130万円)

- 注1 総務省「第24回地方法人課税のあり方等に関する検討会」（平成27年5月26日）資料、「平成26年度 道府県税の課税状況等に関する調」等より作成。
- 2 税率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。標準税率は1.3%。
- 3 税額は、平成26年度において調定したもののうち、現事業年度に係る金額を記載。

電気供給業、ガス供給業及び保険業への外形標準課税の導入に対する意見（抜粋）

【一般社団法人日本ガス協会「平成27年度税制改正に関する都市ガス業界の要望について」】

- ガス供給業について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の課税標準を組み入れていただきたい。
ただし、中小ガス事業者については、「その他の事業」と同一の扱いとしていただきたい。

【電気事業連合会「平成27年度 電気事業の税制についてのお願い」】

- 電気事業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の付加価値額及び資本金等の額による新たな課税標準が組み入れられること

【一般社団法人生命保険協会「平成27年度税制改正に関する要望」】

- 生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること

【一般社団法人日本損害保険協会「平成27年度税制改正に関する要望」】

- 既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること。

平成28年度与党税制改正大綱（法人税制をめぐる諸課題・協同組合等課税部分抜粋）

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

（1）成長志向の法人税改革

②法人税制をめぐる諸課題

ニ 協同組合等課税については、組合によって事業規模や事業内容が区々であるが、同一の制度が適用されている。そうした実態を丁寧に検証しつつ、組合制度の趣旨も踏まえながら、検討を行う。その上で、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点も勘案しつつ、平成27年度税制改正における受取配当等益金不算入の見直しの影響も考慮しながら、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。

ホ 公益法人等課税については、非収益事業について民間競争が生じているのではないかと指摘がある一方で、関連制度の見直しの動きも見られており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う。

公益法人等、協同組合等に係る法人税課税の概要

	公益法人等・人格のない社団等	協同組合等
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人等：公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等（法人税法別表第二に列挙） ・みなし公益法人等：法人税法以外の法律により、法人税法上公益法人等とみなされているもの（特定非営利活動法人など） ・人格のない社団等：法人格のない社団・財団で代表者等の定めのあるもの（マンション管理組合など） 	農業協同組合、中小企業等協同組合、消費生活協同組合、信用金庫など（法人税法別表第三に列挙）
課税対象	収益事業のみ	全ての事業
みなし寄附金	<ul style="list-style-type: none"> ○公益法人等（下記以外のもの）、認定特定非営利活動法人は、制度の適用あり ○非営利型の一般社団・財団法人、みなし公益法人等（上記以外のもの）、人格のない社団等は、制度の適用なし 	制度の適用なし
法人税率	<ul style="list-style-type: none"> ○公益社団・財団法人、非営利型の一般社団・財団法人、みなし公益法人等、人格のない社団等は、23.4%（所得年800万円までは15%） ○上記以外の公益法人等は、19%（所得年800万円までは15%） 	19%（所得年800万円までは15%） なお、特定の協同組合等のうち、店舗売上高が年1,000億円以上である等の事業年度にあつては、所得年10億円を超える部分について22%
金融資産収益	○収益事業から生ずるもののみ課税	課税

注 内閣府「政府税制調査会第5回法人課税ディスカッショングループ」（平成26年5月9日）財務省資料等より作成。

公益法人等、協同組合等に係る地方法人課税について

		公益法人等・人格のない社団等	特別法人												
		<ul style="list-style-type: none"> 公益法人等：法人税と同様 人格のない社団：法人格のない社団・財団で代表者等の定めがあり、かつ収益事業を行うもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 協同組合等（法人税と同様）及び医療法人 												
※ 税率は、平成26年度改正後の標準税率。															
法人事業税 (地方法人特別税を含む)		収益事業のみ	全ての事業 ※ 但し、医療法人については社会保険診療に係る部分は実質非課税												
		<table border="0"> <tr> <td>【税率】</td> <td>所得の</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>400万円超800万円以下</td> <td>5.1%</td> </tr> <tr> <td>800万円超</td> <td>6.7%</td> </tr> </table>	【税率】	所得の	400万円以下	3.4%	400万円超800万円以下	5.1%	800万円超	6.7%	<table border="0"> <tr> <td>【税率】</td> <td>所得の</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>400万円超</td> <td>4.6%</td> </tr> </table>	【税率】	所得の	400万円以下	3.4%
【税率】	所得の														
400万円以下	3.4%														
400万円超800万円以下	5.1%														
800万円超	6.7%														
【税率】	所得の														
400万円以下	3.4%														
400万円超	4.6%														
法人 住民税	法人 税割	収益事業のみ ※ 但し、社会福祉法人、更生保護法人並びに学校法人等については、収益事業による所得の9割以上を本来の事業に充当する場合には、収益事業には含まない。	全ての事業												
		<table border="0"> <tr> <td></td> <td>法人税額の</td> </tr> <tr> <td>【税率】 都道府県</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>9.7%</td> </tr> </table>		法人税額の	【税率】 都道府県	3.2%	市町村	9.7%	<table border="0"> <tr> <td>【税率】</td> <td>法人税額の</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>9.7%</td> </tr> </table>	【税率】	法人税額の	都道府県	3.2%	市町村	9.7%
	法人税額の														
【税率】 都道府県	3.2%														
市町村	9.7%														
【税率】	法人税額の														
都道府県	3.2%														
市町村	9.7%														
	均等割	【税率】 最低税率 (都道府県2万円 市町村5万円) ※ 但し、日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人等については、収益事業を行わない場合には、非課税とする。	【税率】 資本金等の額及び従業者数の規模に応ずる税率												
(参考) 地方法人税		収益事業のみ 【税率】 法人税額の4.4%	全ての事業 【税率】 法人税額の4.4%												

注 総務省「第24回地方法人課税のあり方等に関する検討会」（平成27年5月26日）資料より作成。

平成28年度与党税制改正大綱（法人税制をめぐる諸課題・中小法人課税部分抜粋）

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

（1）成長志向の法人税改革

②法人税制をめぐる諸課題

ハ 中小法人課税については、実態を丁寧に検証しつつ、資本金1億円以下の法人に対して一律に同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う。資本金以外の指標を組み合わせる事等により、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準に見直すことについて検討する。

その上で、中小法人のうち7割が赤字法人であって一部の黒字法人に税負担が偏っていることや、大法人と中小法人の制度格差が拡大しており、中小法人が大法人へと成長していく意欲を損ないかねないことを踏まえ、中小法人向けの制度の全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行う。

中小企業等の範囲について

	製造業	卸売業	小売業	サービス業
中小企業基本法	資本金：3億円以下 常用雇用者：300人以下 (99.5%)	資本金：1億円以下 常用雇用者：100人以下 (99.3%)	資本金：5,000万円以下 常用雇用者：50人以下 (99.6%)	資本金：5,000万円以下 常用雇用者：100人以下 (99.8%)
小規模事業者 (注2)	常用雇用者：20人以下 (86.4%)	常用雇用者：5人以下 (83.5%)		
法人税法 (軽減税率及び中小法人向け 租税特別措置の対象)	資本金：1億円以下 (98.7%)			
地方税法 (外形標準課税の対象外及び 中小法人向け税負担軽減措 置の対象)	資本金：1億円以下 (99.1%)			

注1 総務省「第24回地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年5月26日)資料より作成。

2 小規模事業者は、「小規模企業振興基本法(小規模基本法)(平成26年6月27日施行)」において支援の対象とされている。

3 表中の()は全法人に占める割合を表し、各割合の算出方法は下記のとおり。

① 中小企業基本法:「中小企業白書2016-付属統計資料-」1表「産業規模別事業所・企業数(企業ベース)」による。

② 法人税法:「平成26年度会社標本調査結果」第1表総括表による。

③ 地方税法:「平成26年度道府県税の課税状況に関する調」第23表及び36表による。

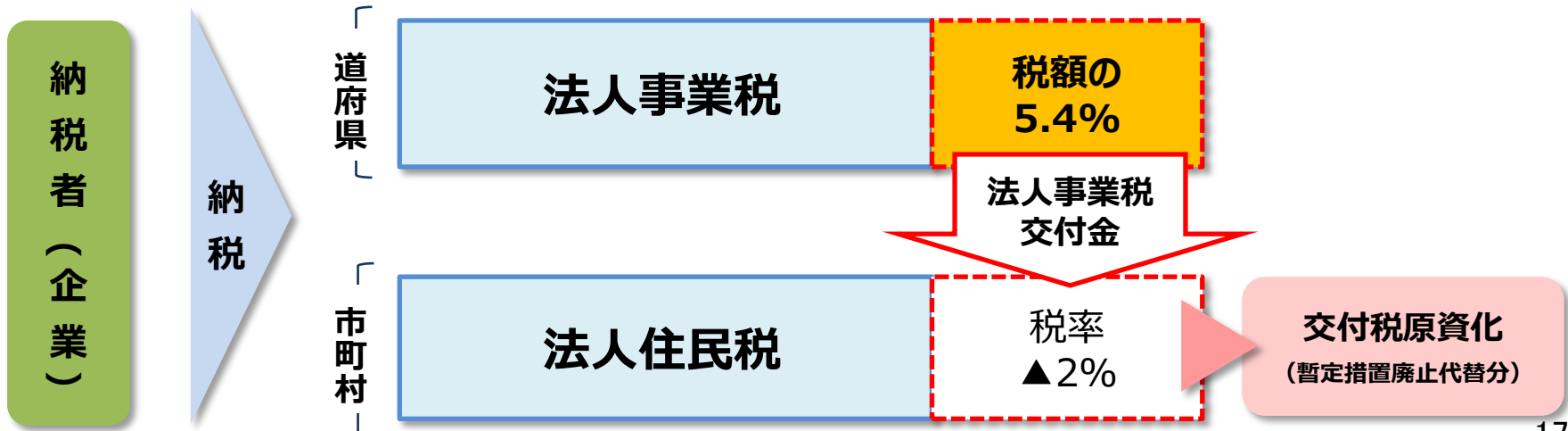
法人事業税交付金の概要

- 法人事業税の暫定措置に代わる偏在是正措置（法人住民税の交付税原資化）に伴う市町村の減収補てんと、市町村間の税源の偏在性の是正及び市町村の財政運営の安定化を図る観点から、法人事業税の一定割合を市町村に交付する制度を創設

平成28年度与党税制改正大綱（要旨）

- ・ 平成29年度から、都は、**法人事業税額の5.4%**（経過措置あり）を市町村に交付する
- ・ **従業者数を基準**（経過措置あり）として交付する
- ・ 特別区相当分については、**特別区財政調整交付金の財源**とする

< 概念図 >



注 東京都「地方法人課税の不合理な偏在是正措置等について」（平成27年12月16日）より抜粋。

全国の超過課税実施状況

ア 超過課税実施団体数（平成27年4月1日現在）

○ 都道府県

<道府県民税>

個人均等割	35団体	〔岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕
所得割	1団体	〔神奈川県〕
法人均等割	35団体	〔岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大分県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕
法人税割	46団体	〔静岡県を除く46都道府県〕
<法人事業税>	8団体	〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県〕

○ 市町村

<市町村民税>

個人均等割	2団体	〔北海道夕張市、神奈川県横浜市〕
所得割	2団体	〔北海道夕張市、兵庫県豊岡市〕
法人均等割	388団体	
法人税割	997団体	
<固定資産税>	153団体	
<軽自動車税>	17団体	〔北海道〕函館市、夕張市、美幌市、深川市、滝上町 〔山梨県〕早川町 〔島根県〕松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市 〔徳島県〕徳島市、鳴門市、小松島市 〔香川県〕高松市 〔高知県〕高知市、須崎市
<鉱産税>	27団体	
<入湯税>	3団体	〔北海道〕釧路市、三重県桑名市、岡山県美作市

イ 超過課税の規模（平成26年度決算）

○ 道府県税

道府県民税	個人均等割	(35団体)	222.3億円
	所得割	(1団体)	24.9億円
	法人均等割	(35団体)	100.2億円
	法人税割	(46団体)	1,103.4億円
法人事業税		(8団体)	1,318.1億円
自動車税		(1団体)	43百万円
道府県税計			2,769.3億円

○ 市町村税

市町村民税	個人均等割	(2団体)	16.5億円
	所得割	(2団体)	0.7億円
	法人均等割	(395団体)	162.1億円
	法人税割	(996団体)	2,626.3億円
固定資産税		(155団体)	340.8億円
軽自動車税		(28団体)	6.9億円
鉱産税		(31団体)	10百万円
入湯税		(2団体)	23百万円
市町村税計			3,153.6億円

超過課税合計	5,922.9億円
--------	-----------

※ 地方法人二税の占める割合：89.7%

(注)イの表中における団体数は、平成26年4月1日現在。

注 総務省ホームページ「地方税の概要」より抜粋。

平成27年度東京都税制調査会答申（企業版ふるさと納税部分抜粋）

II 地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応

4 企業版「ふるさと納税」等

（企業版「ふるさと納税」の問題点）

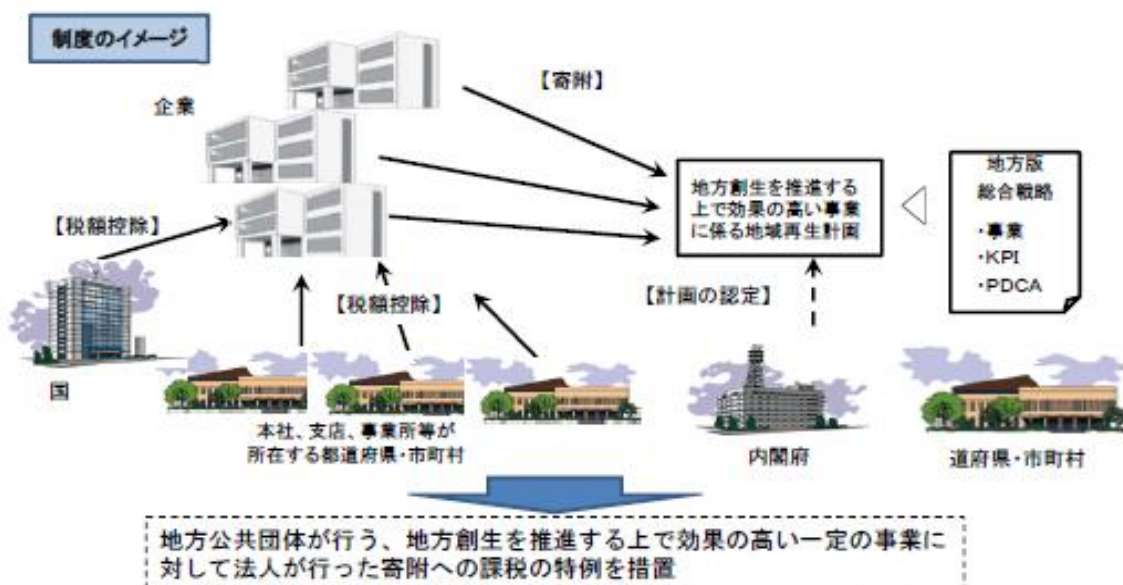
- ・ 法人住民税は個人住民税と同様に、住所地である地方自治体による行政サービスの対価として、地域社会への会費たる性質を有しており、企業版「ふるさと納税」には、次のような問題点がある。
- ・ 当該法人の帰属する地方自治体以外に納税に代わる寄附がなされることにより、「帰属地である地方自治体に行政サービスの対価を負担する法人」と、「寄附金控除の恩恵を受け、帰属地である地方自治体には軽い対価しか負担していない法人」が存在することは、当該地域の法人間の公平性を著しく害し、受益に応じた負担という地方税の原則に反する。
- ・ また、住民税の控除によって税収を失う地方自治体では、本来提供できるはずの行政サービスを縮小せざるを得ないなど、財政運営の見直しを迫られるおそれがある。
- ・ 他方、寄附収入を得る地方自治体にとっても、法人側が規制緩和や特定施設の整備等、個別的利益を求めようになるなどの弊害が懸念される。
- ・ さらに、法人住民税と同様に企業版「ふるさと納税」の対象とされている法人税は、国税として収入された後、一定割合（平成27年度は33.1%）が地方交付税となっている。企業版「ふるさと納税」による法人税の税額控除の優遇措置は交付税財源の減少につながり、法人住民税と同様に地方自治体の財政運営に影響を及ぼしかねない。
- ・ 地方創生を進める取組の一つである企業版「ふるさと納税」は、税制の本質を歪める場当たりの措置である。

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設(平成28年度税制改正)

地域再生法で整備する枠組み

○都道府県・市町村が、地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、地方創生を推進する上で効果が高いもの(KPI、PDCA等を整備)について、地域再生計画を策定し、国(内閣府)の認定を受ける。

- ・地方交付税の不交付団体である都道府県及び地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている市町村については対象外。
- ・企業の本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



寄附を行った企業に対する課税の特例

[措置内容]

➢ 地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附(寄附下限額10万円)について、現行の寄附金の損金算入措置(寄附額の約3割)に加え、法人事業税・法人住民税及び法人税から税額控除。

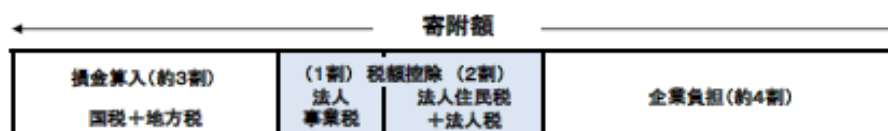
- ・ 法人事業税 寄附額の10%を控除
- ・ 法人住民税 寄附額の20%を控除
- ・ 寄附額の20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を法人税で控除(寄附額の10%限度)

➢ 控除額の上限は、法人事業税20%^(※)、法人住民税20%、法人税5%

※ 地方法人特別税廃止後は15%

[適用期限] 平成31年度

[税制措置のイメージ]

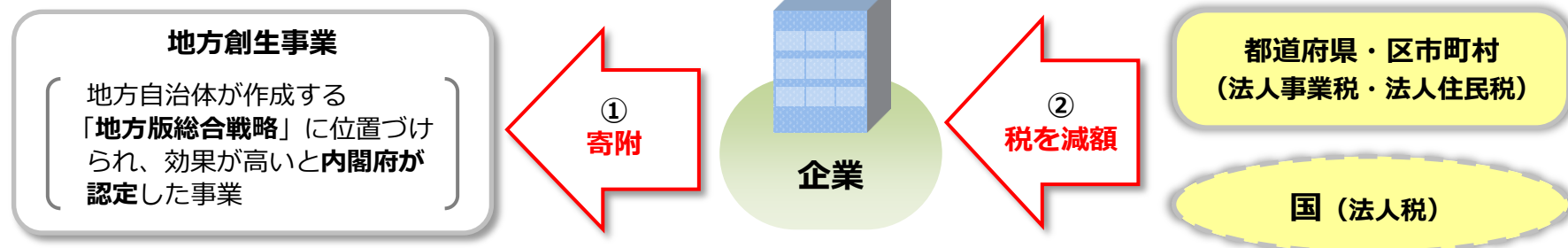


※ 地域再生法で整備する枠組みの中で都道府県・市町村が寄附を行う企業への「見返り」となる便宜供与を禁止する。

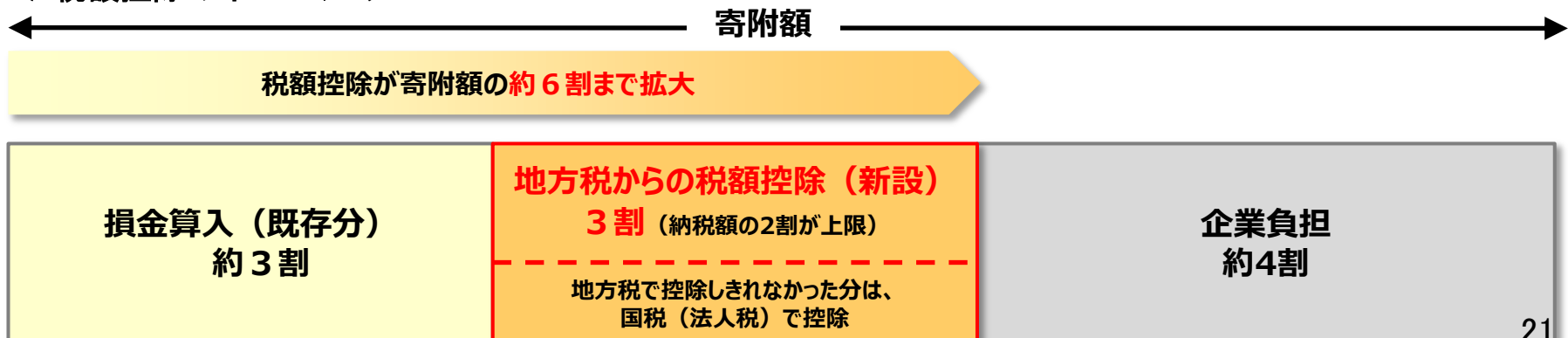
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度概要

- 地方創生を推進するうえで効果の高い一定の事業（内閣府が認定）に対して法人が行った寄附について、一定額を税額から控除する措置を新設し、**寄附金額の約6割の負担を軽減**
- 地方交付税の不交付団体かつ三大都市圏に所在する団体への寄附は対象外
⇒ **東京都、特別区及び都内不交付団体への寄附は対象外**
- 企業の本社が立地する団体への寄附は対象外

< 概念図 >



< 税額控除のイメージ >



注 東京都「地方法人課税の不合理な偏在是正措置等について」（平成27年12月16日）より抜粋。